

平成 28 年 12 月に発生したトラブル事象について (1 / 1)

		区分Ⅳ
件名	非常用発電機室メンテナンス用扉による左手指3本の打撲	
発生日時	平成 28 年 12 月 6 日(火) 9 時 36 分頃	
発生場所	当初処理施設 非常発電機棟 非常用発電機室 メンテナンス用扉(管理区域外)	
環境への影響	なし	
PCB 汚染の可能性	なし	
概要(時刻は頃) (応急措置等)	<p>【概要】 当初処理施設の非常用発電機(ガスタービン方式、出力:3000KVA)は停電発生と同時に起動し、約40秒後に電源が確立して安全停止に必要な機器や設備(反応槽、冷却ポンプ、計装用空気設備、消火設備等)と PCB 漏洩を防止するための設備(排気ポンプ、外部冷却ファン、モニタリング設備等)に対し、電源を供給する設計となっている。なお非常用発電機は他に増設処理施設に1基を有している。</p> <p>今回の事象は、運転会社である室蘭環境プラントサービス(株)(略称「MEPS」)が実施する非常用発電機の月例試運転作業に従事していた3名の男性作業員のうち1名(61歳、設備保全グループの設備担当係長で、MEPS 入社後の経験年数は6年7か月)が負傷したもので、当該作業員へのPCB等の接触はなかった。</p> <p>非常用発電機の運転停止後、冷却用排風機の運転中に、非常用発電機室内の油漏れを点検するためメンテナンス用扉(左右観音開き)の左側を開け、その後、右側の扉を開けて内部を覗いた際に左側の扉が突然閉まり、フレームに触っていた左手の中指・薬指・小指の中手指節間関節(付け根側)と近位指節間関節(付け根側の次の関節)の間を挟み、打撲したものである。</p> <p>【時系列】(時刻は頃) 12/6(火) 9:10 非常発電機棟に作業員3名が集合し、試運転要領書により危険予知活動を実施後、作業を開始。 9:25~34 非常用発電機運転。 9:36 被災者Aが運転停止後内部を目視確認していたところ、左側の扉が突然閉まり、左手の中指・薬指・小指を挟んだ。 9:55 被災後、しばらくの間大きな痛みがなかったが、手の腫れが気になり、上司である設備保全グループの担当課長に PHS で連絡。 9:57 担当課長が被災者の状況を確認後、病院での治療が必要と判断したことから運転部長他関係者に報告。運転部長が被災者に同行し、社有車で日鋼記念病院に搬送。 10:00 JESCO に状況報告。 11:30 日鋼記念病院にて診察開始。レントゲン撮影等の検査を実施。 14:00 検査の結果、骨等に異常はなく、打撲と診断。通院の必要はなく、塗り薬と痛み止めを処方された後、治療を終えて病院から帰着。</p>	
事象による影響 (安全への配慮)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策として、非常用発電機冷却用排風機の運転中は非常用発電機室メンテナンス用扉(6枚の扉の内の5枚)の開閉を禁止とし、止むを得ず扉開閉作業をする場合(6枚の扉の内の1枚)は2人作業とした。 ・ 非常用発電機室メンテナンス用扉に給排風機運転中開放厳禁の注意喚起を掲示した。(6枚の扉の内の5枚に掲示) 	
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者は非常用発電機内部の油漏れを点検するため、隣り合っているメンテナンス用扉を両方開いた。左手をフレームに触れて右側の扉から室内をのぞいた際、排風機がまだ運転しており室内が負圧となったため、左側の扉が突然閉まり指を挟み打撲した。この排風機は非常用発電機運転時に発電機を冷却するためのもの。排風機が動いていたことから室内が負圧となり、圧力差によりメンテナンス用扉が閉まったものと推定する。 	
再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/10 メンテナンス用扉に閉防止の固定用チェーンを設置した。(開閉を行う扉1枚) ・ 1/11 下記内容を反映して作業要領書を改訂し、作業員教育を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 非常用発電機冷却用排風機の運転中は非常用発電機室メンテナンス用扉(6枚の扉の内の5枚)の開閉を禁止とした。 ② 残りの1枚は点検のため扉開閉作業が発生することから、2人作業(1名は扉開放とチェーンロック、1名は点検)とした。 	
水平展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増設処理施設にも非常用発電機があるが、メンテナンス用扉開放時に閉防止するロック機構があり、同様の事象が発生しないことを確認した。 	

<p>連絡・公表の状況</p>	<p>【事象区分の判断】 通達連絡・公表基準に基づく、区分Ⅳ(微傷災害:1回のみ受診の不休災害)に該当。 【対外対応】 12/6 10:18~10:29 胆振・環境生活課、室蘭市・環境課、道庁・循環型社会推進課、(10:25 JESCO本社)、室蘭労働基準監督署に電話第一報連絡。 11:18 本社環境安全事務局から環境省に第一報連絡。 15:00~15:40(現場:15:10~15:40) 胆振・環境生活課2名と室蘭市・環境課1名による環境保全協定に基づく立入検査を受検。 23:18 胆振・室蘭市・道庁・本社に通報連絡票(第1報)をメールにて発信。 【報告・公表】「通報連絡・公表の取扱い」に基づく報告として、1/13 に報告書を北海道及び室蘭市に提出し、PCB処理情報センターに配備した。</p>
-----------------	--

件名 非常用発電機室メンテナンス用扉による左手指3本の打撲

